

おおたくしょう しやさべつかいしょうしえんちいききょうぎかいせつちようこう
大田区障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱

へいせい ねん がつ にち ふくしょうはつだい ごう く ちょうけつてい
平成28年11月25日28福 障 発第13592号区長 決定

かいせい へいせい がつ にち ふくしょうはつだい ごう ふく し ぶ ちょう けつてい
改正 平成29 年 8 月17日29福 障 発第12086号福祉部長 決定

かいせい へいせい がつ にち ふくしょうはつだい ごう ふく し ぶ ちょう けつてい
改正 平成31 年 3 月 4 日30福 障 発第14958号福祉部長 決定

かいせい れい わ がつ にち ふくしょうはつだい ごう ふく し ぶ ちょう けつてい
改正 令和 4 年 1 月13日 3 福 障 発第13741号福祉部長 決定

かいせい れい わ がつ にち ふくしょうはつだい ごう ふく し ぶ ちょう けつてい
改正 令和 4 年 7 月26日 4 福 障 発第11700号福祉部長 決定

かいせい れい わ がつ にち ふくしょうはつだい ごう ふく し ぶ ちょう けつてい
改正 令和 5 年 7 月31日 5 福 障 発第11827号福祉部長 決定

かいせい れい わ がつ にち しょう だい ふく し ぶ ちょう けつてい
改正 令和 7 年 2 月 7 日 6 福 障 発第14683 号福祉部長 決定

せつち
(設置)

だい じょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう い か
第 1 条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下

しょうがいしやさべつかいしょうほう だい じょうだい こう きてい もと しょう しや かんけいき かん
「障害者差別解消法」という。）第17条第1項の規定に基づき、障がい者、関係機関・

だんたい ちいき ぎょうせいとう れんけい しょう しやさべつ かかわ じょうほう きょうゆう けんとう そうごりかい
団体、地域、行政等が連携のもと、障がい者差別に係る情報を共有・検討し相互理解

はか そうご じんかく こせい そんちよう きょうせい しやかい じつげん もくてき
を図ることで、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目的として、

おおたくしょう しやさべつかいしょうしえんちいききょうぎかい い か きょうぎかい せつち
大田区障がい者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

しょうしょうじこう
(所掌事項)

だい じょう きょうぎかい しょうしょうじこう つぎ
第 2 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) しょう しやさべつ かいしょう かかわ じれいきょうゆう かんけいき かん れんけいとう かん じこう
障がい者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携等に関する事項

(2) しょう とくせいおよ しょう しや りかい そくしん ふきゅうけいはつ けんしゅうとう かん じこう
障がい特性及び障がい者への理解を促進するための普及啓発、研修等に関する事項

(3) 障害者差別解消法に係る取組に関する事項

(4) その他障がい者の差別解消及び障がい者の権利擁護に関する事項
(構成)

第3条 協議会の委員は、次に掲げるものについて区長が委嘱し、構成する。

- | | |
|-------------|------|
| (1) 学識経験者 | 1人以内 |
| (2) 弁護士 | 1人以内 |
| (3) 障がい者団体 | 5人以内 |
| (4) 社会福祉団体 | 4人以内 |
| (5) 医療関係者 | 2人以内 |
| (6) 教育関係者 | 1人以内 |
| (7) 地域関係者 | 2人以内 |
| (8) 雇用関係者 | 1人以内 |
| (9) 事業者 | 2人以内 |
| (10) 障がい当事者 | 3人以内 |

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度末までとする。

2 前項に規定する任期の途中で委員が辞職した場合、後任の委員を置くことができる。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 再任は原則1回までとする。ただし、区長が必要と認める場合は、その限りではない。

かいちょう およ ふうかいちょう
(会長及び副会長)

だい じょう きょうぎ かい かいちょう およ ふうかいちょう お
第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 かいちょう いいん ごせん さだ ふうかいちょう いいん かいちょう しめい
会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 かいちょう きょうぎ かい だいひょう かいむ そうり
会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 ふうかいちょう かいちょう ほ さ かいちょう じ こ しょくむ だいいり
副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

かいぎ
(会議)

だい じょう きょうぎ かい かいちょう しょうしゅう
第6条 協議会は、会長が招集する。

2 かいちょう ひつよう みと ばあい いいん いがい もの しゅつせき もと
会長は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

かんけいしゃ いけんちようしゅ
(関係者の意見聴取)

だい じょう きょうぎ かい しょうじょう じこう しんぎ さい ひつよう みと かんけいしゃ いけん
第7条 協議会は、所掌事項の審議に際し、必要があると認めるときは、関係者から意見
を聴くことができる。

きょうぎ かい こうかい
(協議会の公開)

だい じょう きょうぎ かい かいぎ およ ぎじろく こうかい つぎ かくごう がいとう
第8条 協議会の会議及び議事録は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当す
る場合には、会長は、協議会及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) こうかい こうせい ちゅうりつ しんぎ いちじる ししょう およ
公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると

みと ばあい
認められる場合

(2) とくてい もの ふとう りえきまた ふりえき みと ばあい
特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(3) きょうぎ かい ないよう こじんじょうほう ふく ばあい
協議会の内容に個人情報が含まれている場合

2 ぜんこう きてい もと きょうぎ かい およ ぎじろく ぜんぶまた いちぶ ひこうかい
前項の規定に基づき協議会及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、

きょうぎかい かんけい もの ひみつせい けいぞく かぎ た も
協議会に^{きょうぎかい}関係した^{かんけい}者は、^{もの}秘密性の^{ひみつせい}継続する^{けいぞく}限り、^{かぎ}他に^た漏らして^もはいけない。

こじんじょうほう とりあつかい
(個人情報^{こじんじょうほう}の取^{とり}扱^{あつかい})

だい じょう きょうぎかい いいんおよ きょうぎかい かんけいしゃ そうだんじれい かかわ しょう しゃとう こじんじょうほう
第9条 協議会^{だい じょう}の委員^{きょうぎかい}及び協議会^{いいんおよ}の関係者^{きょうぎかい}は、相談事例^{かんけいしゃ}に係^{そうだんじれい}る障^{かかわ}がい者^{しょう}等の個人情報^{しゃとう}

ほ ご じゅうぶんにゅうい
の保護^ほに十^ご分^{じゅうぶんにゅうい}留意^{じゅうぶんにゅうい}しなければならない。

ほうしょうひ
(報償費^{ほうしょうひ})

だい じょう きょうぎかい しゅつせき いいん たい よさん はんいなく ほうしょうひ しはら
第10条 協議会^{だい じょう}に出^{きょうぎかい}席^{しゅつせき}した委員^{いいん}に対し、予算^{たい}の範囲^{よさん}内^{はんいなく}において報償費^{ほうしょうひ}を支^{しはら}払^{はら}うものとする。

2 きょうぎかい はけん
2 協議会^{きょうぎかい}に派遣^{はけん}されたガイドヘルパーの謝礼^{しゃれい}は、「大田区福祉^{おおたくふくし}のまちづくり事業^{じぎょう}で派遣^{はけん}す

しょうがいしゃ だいしはら ようりよう へいせい ねん がつ にちづ ほ ふくけいはつだい ごうほけんふくし
る障害者^{しょうがいしゃ}ヘルパー代^{だい}支^し払い^{はら}い要^{よう}領^{りよう} (平成20年3月28日付け 19保福計^{ほふくけいはつだい}発^{はつ}第14054号^{ごうほけんふくし}保健福祉

がちょうけつてい じゅん しはら
部長^{がちょうけつてい}決定^{じゅん})」に準^{しはら}じて支^し払^{はら}うものとする。

しよむ
(庶務^{しよむ})

だい じょう きょうぎかい かん しよむ ふくし ぶしょうがいふくしか しより
第11条 協議会^{だい じょう}に関する^{きょうぎかい}庶務^{かん}は、福祉部^{しよむ}障^{ふくし}害^ぶ福祉課^{しょうがいふくしか}において処^{しより}理^りする。

いにん
(委任^{いにん})

だい じょう このようこう さだ きょうぎかい うんえい かん ひつよう じこう ふくし ぶちょう べつ
第12条 この要綱^{だい じょう}に定め^{ようこう}るもの^{さだ}のほか、協議会^{きょうぎかい}の運^{うんえい}営^{えい}に関^{かん}し必要^{ひつよう}な事項^{じこう}は、福祉部^{ふくし}長^ぶが別

さだ
に定め^{さだ}る。

ふ そく
付^ふ 則^{そく}

ようこう けつてい しこう
この要綱^{ようこう}は、決定^{けつてい}の日^{しこう}から施行^{しこう}する。

ふ そく へいせい ねん がつ にち ふくしょうはつだい ごうふくし ぶちょう けつてい
付^ふ 則^{そく} (平成29年8月17日29福^{へいせい}障^{ねん}発^{がつ}第12086号^{にち}福祉部^{ふくしょうはつだい}長^{ごうふくし}決定^{ぶちょう けつてい})

ようこう けつてい ひ しこう
この要綱^{ようこう}は、決定^{けつてい}の日^ひから施行^{しこう}する。

ふ そく へいせい ねん がつ にち ふくしょうはつだい ごうふくし ぶちょう けつてい
付^ふ 則^{そく} (平成31年3月4日30福^{へいせい}障^{ねん}発^{がつ}第14958号^{にち}福祉部^{ふくしょうはつだい}長^{ごうふくし}決定^{ぶちょう けつてい})

この要綱は、平成^{ようこう}31年^{へいせい}4月^{ねん}1日^{がつ}から施行^{しこう}する。

付 則^{ふ そく}（令和^{れいわ}4年^{ねん}1月^{がつ}13日^{にち}3福障発第^{ふくしょうはつだい}13741号^{ごうふくしぶちようけつてい}福祉部長決定）

この要綱は、決定^{けつてい}の日^ひから施行^{しこう}する。

付 則^{ふ そく}（令和^{れいわ}4年^{ねん}7月^{がつ}26日^{にち}4福障発第^{ふくしょうはつだい}11700号^{ごうふくしぶちようけつてい}福祉部長決定）

この要綱は、決定^{けつてい}の日^ひから施行^{しこう}する。

付 則^{ふ そく}（令和^{れいわ}5年^{ねん}7月^{がつ}31日^{にち}5福障発第^{ふくしょうはつだい}11827号^{ごうふくしぶちようけつてい}福祉部長決定）

この要綱は、決定^{けつてい}の日^ひから施行^{しこう}する。

付 則^{ふ そく}（令和^{れいわ}7年^{ねん}2月^{がつ}7日^か6福障発第^{ふくしょうはつだい}14683号^{ごうふくしぶちようけつてい}福祉部長決定）

この要綱は、令和^{れいわ}7年^{ねん}4月^{がつ}1日^{にち}から施行する。